

■ 基本目標Ⅱ 地域福祉のネットワークづくり

基本施策Ⅱ-1

住民主体による地域福祉活動の推進

■現状と課題

住民同士のふれあいが薄れ、社会的慣習である地域での助けあい、支えあいの関係が失われつつあり、地域住民が抱える生活課題を複雑化、深刻化させ、社会全体の問題となっております。

地域の福祉課題に対し、住民同士の支えあい、助けあい、見守りを基本とした地域力で問題を解決していくことが、今、求められています。

地域には様々な福祉活動を行う個人や団体、組織があり、それぞれが独自の目的をもって活動しています。しかしながら、各組織・団体、個人間の連携や活動の拠点の確保が十分でないため、その活動の幅は狭く、きめ細かな地域福祉活動にはつながっていないのが現状です。

地域での福祉活動への支援は、北見市社会福祉協議会が、その推進役として中心的な役割を果たしていますが、今後、さらなる地域福祉の推進を図るためには、市と北見市社会福祉協議会の連携を強化し、住民主体の地域福祉活動を側面から支援することが必要です。また、身近な福祉課題、生活課題を地域全体で共有し、解決できるよう、町内会（自治会）、ボランティア、福祉関連施設・事業所、各種団体、民生委員児童委員などに至るまで地域住民のネットワークを構築し、協働のまちづくり、市民活動を推進いたします。

市民の声

- 町内会で集まるような場所があればいいと思います。ほかの人と接する場所が欲しくて、サロンに通い始め、息抜きができた例もあります。町内だけに限らず、いろいろな町内会通で通えるサロンがあるといいです。
- 何を行うにしても、まず始めは町内会なので、やはり町内会への支援を第一にしてほしいと思います。町内会がしっかりしていれば何の問題もないと思います。
- 私も町内会には入っています。熱心な方がもり立て、参加できない方にはお土産を届けたりといい町内会です。話すのが苦手な方もいるが、上手くいっていると思いますが、熱意のある方がいなくなったらどうなるのか不安です。
- 力になるのは、行政ではなく隣近所との付き合いだと思います。小さなコミュニティのつながりが大切です。
- 民生委員さんが行政サービスの内容を話してくれたりするので、そのように情報の提供が必要だと思います。

推進施策Ⅱ-1-(1)

継続的な地域福祉課題の把握

①地域福祉を考える住民懇談会の開催

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>地域でおきる多様な生活課題に対応するため、直接市民の声を聞くことが重要です。</p> <p>特に若年層や女性、子育て中の父母、高齢者や障がいを持った方、その介助者やその家庭・家族の方、各団体や地域の関係者のみならず、小地域で福祉活動に取り組んでいる方など、多くの参加者で課題等を話し合うと共に、地域福祉計画の評価や検証を行うことができる「住民懇談会」を数回開催します。</p> <p>また、開催にあたっては、様々な媒体・方法を用いて周知し、多くの方に参加してもらえる宣伝方法を検討します。</p>	28→32	◎	◎	○	○
	市の所管	社会福祉課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間（年度）				
		H28	H29	H30	H31	H32
・地域福祉を考える住民懇談会の開催 (地域福祉に関するアンケート調査)	有	4地区	—	4地区	アンケート調査	15地区

推進施策Ⅱ-1-(2)

地域福祉活動の拠点づくり

①地域活動拠点の整備の検討

(※重点事業)

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>地域住民が主体的に地域活動を行うためには、組織作り、人材（リーダー）作り、活動場所（拠点）作りが重要です。</p> <p>高齢化が急速に進む中で、小地域で使いやすい施設の整備が求められますが、将来の人口減や北見市公共施設マネジメント計画を踏まえ、既存の地域施設を有効活用すると共に、地域住民等の意見を聞きながら利用しやすい活動拠点づくりを推進します。</p>	28→32	◎	◎		○
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 農政課 市民活動課 資産経営課			

推進施策Ⅱ-1-(3)	小地域福祉活動の推進
-------------	------------

①地域福祉活動合同推進本部との連携強化

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>北見市地域福祉活動合同推進本部は、北見市民生委員児童委員協議会、北見市自治会連絡協議会、北見市社会福祉協議会、北見市の4者で構成され、地域福祉推進のための普及、啓発活動を行っています。</p> <p>今後、全市的な地域福祉活動を進めるため、推進本部の組織や活動内容についての周知徹底と関係団体との連携を図り、地域活動実践指針、モデルとなる地域づくりネットワークの構築、リーダー育成のための支援と組織機能の充実に努めます。</p>	28→32	◎	◎	○	○
	市の 所管	社会福祉課 市民活動課			

②町内会（自治会）福祉活動の推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>社会情勢の複雑、多様化の中、地域の中核組織である町内会（自治会）活動において、これまでの助けあい、支えあいが失われつつあり、地域での福祉活動は非常に難しくなっています。</p> <p>地域力を再生するためには、町内会（自治会）に福祉部を置くなど、リーダーを育成し、現代ニーズや環境に対応する活動が重要となります。</p> <p>町内会（自治会）・自治会連合会と行政との関係を深め、地域特性を踏まえた福祉活動を推進します。</p>	28→32	○	◎	○	◎
	市の 所管	社会福祉課 市民活動課			

③小地域ネットワーク事業の推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
自助、互助、共助、公助のそれぞれが機能し支え合う、協働のまちづくりの実現を目的とした、市民協働推進指針に基づき、町内会（自治会）、PTA、子ども会、高齢者クラブ（老人クラブ）などの各種団体が連携し、多様な公益活動を展開する、地域協働まちづくり会議、住民自治連絡組織の設立を目指します。 この地域ネットワークが行う、地域住民相互の交流、見守り、除雪活動など地域の実情に見合った福祉事業活動を支援します。	28→32	◎		○	◎
	市の所管	社会福祉課 市民活動課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間（年度）				
		H28	H29	H30	H31	H32
・小地域ネットワーク活動	有	45 地区	45 地区	45 地区	45 地区	45 地区

推進施策Ⅱ-1-(4)

個人情報の取り扱いの適正化

①個人情報の取扱事項に関する啓発

(※重点事業)

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
社会的背景や人間関係の複雑、多様化により、個人情報の取り扱いは、配慮が必要な状況となっています。地域活動には、個人とのかかわりは非常に重要なものがありますが、個人情報保護に対する過剰反応で、福祉活動の停滞を招き、地域のふれあいが薄れている現状もあることから、「個人情報保護の手引き」を活用し、人と人との絆作りなど、地域合意を前提とした正しい理解と意識啓発を推進します。	28→32	◎	◎		◎
	市の所管	社会福祉課 市民活動課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間（年度）				
		H28	H29	H30	H31	H32
・『個人情報保護の手引き』の有効活用のPRと研修会等の開催	無	実施	実施	実施	実施	実施

推進施策Ⅱ-1-(5)

社会福祉協議会との連携強化

①地域福祉実践計画と広報活動の支援

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>地域福祉の中核的推進組織である北見市社会福祉協議会に対する期待は、少子高齢化に伴い強まっています。地域ニーズを把握し、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター※等と行政との連携を一層強化するとともに、本計画と連動した「地域福祉実践計画」の取り組みをなお一層支援します。</p> <p>また実践にあたり変化する時代への対応、検証するための検討会を設け、計画の実行性を高めると共に、北見市社会福祉協議会の活動内容や事業についての広報活動を支援します。</p>	28→32	◎	○		
	市の 所管	社会福祉課			

推進施策Ⅱ-1-(6)

民生委員児童委員活動の推進

①民生委員児童委員活動の周知、研修の充実

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>少子高齢化、人口減少が進む中、民生委員児童委員の役割と使命の重要性が高まっております。一方で、市民の認知度や活動内容は十分ではない現状もあることから、広く市民周知を図り、地域の理解と、協調を図りながら、民生委員児童委員活動や地域共生活動に寄与できるよう支援してまいります。</p> <p>また、日々変化する福祉に関する最新の知識や新制度など、随時、情報提供を行い、スキルアップ※を目指す研修活動の充実など、民生委員児童委員活動を支援します。</p>	28→32	◎			
	市の 所管	社会福祉課			

基本施策Ⅱ-2

緊急時・災害時に備えた地域のネットワークづくり

■現状と課題

近年、全国各地で発生している地震・台風・大雪・風水害・土砂崩れ・津波などの自然災害は、大きな被害をもたらし、市民の防災意識は高まっています。

こうした災害による被害を最小限に抑えるためには、身近な地域での救助活動ができるよう、近隣住民や町内会（自治会）、民生委員児童委員、各種地域団体による日頃からの連携と、実質的な自主防災活動や地域の実情にあった避難訓練等の開催に積極的に取り組む必要があります。

特に、ひとり暮らしの高齢者や認知症の方、妊産婦、障がい者、とりわけ重度の障がい者は、災害時に自分で避難できなかつたり、周囲に知らせることができなかつたりと支援の必要性が高く、安否確認、避難誘導や要配慮者の把握を含めた支援体制の確立が求められています。

また、高齢者や認知症の方、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が悪質な訪問販売や特殊詐欺等の消費者被害に遭うケースが増えていると共に、小中高生に対する登下校時の声掛け等による不審者対策など安全な地域づくりを進めるためにも、日頃の地域住民の連携や地域内活動者の見守り活動など、きめ細かな福祉活動の展開と市民の防犯意識を高めていく必要があります。

市民の声

- 災害が起きた時、どこの避難所に行けばいいか、どのように避難をすればいいのかという不安があるので、そのあたりも計画で示していただければと思います。障がいを持つ子を背負って逃げるということは難しいです。
- 災害が起きた時は、自助・共助・公助では公助が1番遅いので、自助・共助が重要だと思うが市に対しては公助を迅速に漏れなく対応できる仕組み作りに取り組んでほしいです。
- 町内会が希薄になってきているので、例えば、地域で支援が必要な方と、その人と住民の関わりをマップにして、支援の欠けている地域を把握する「支えあいマップ」を作ろうという動きが民生委員の中で起こってきています。
- 自分の近隣でも、高齢者の単身世帯が存外多いように思われますが、普段はともかく不測の事態が起こった場合、急病や或いは最悪死亡してしまった場合は、自力ではどうすることもできないと思われます。こうした事態に対して最低限の手助けはあった方が望ましいと思います。
- 孤独死等については、見廻り隊を作って対応しているが、それでも孤独死を見逃していたケースがありました。自分たちだけでは、限界があるため自治体に動いてもらいたいです。

推進施策Ⅱ-2-(1)

地域の防災・防犯活動の推進

①地域の防災活動の推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>災害時の被害を最小限に食い止めるためには、自助、互助、共助を基本に、町内会（自治会）や民生委員児童委員、近隣住民や各種地域団体等による自主防災活動に取り組む必要があります。</p> <p>このため、防災マップ※や広報、ホームページ、フェイスブックなどによる防災・減災や避難所等の情報も継続的に提供していきます。</p> <p>また、防災訓練を通じて、災害時の援助活動などでの連携を確保するとともに、要配慮者や独居高齢者等の把握の重要性、自主防災組織の役割と必要性を啓発し、地域の実情に合わせた訓練の実施や、組織の育成と活動支援、町内会（自治会）等毎のネットワーク構築に向けた取り組みについて検討します。</p>	28→32	◎	○	○	◎
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 防災危機管理課 市民活動課			

②避難行動要支援者の支援体制の確立

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>災害時に自力や家族の力だけで避難できない高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が、地域において避難支援を受けられる体制が必要です。</p> <p>避難支援を進めるにあたり、日常から町内会（自治会）や近隣住民を含めた身近な人たちと結束した取り組みを行うなど、ネットワーク作りが不可欠です。</p> <p>これを組織的・継続的に進めていくためには、災害対策基本法に基づく、避難行動要支援者名簿※による要支援者の把握や、情報の共有、「北見市地域防災計画※」と、要支援者の支援に関する事項をまとめた「北見市避難行動要支援者支援マニュアル」の推進、要支援者一人ひとりの個別計画の作成及び重要性を周知すると共に、支援体制の確立を目指します。</p>	28→32	◎	○	○	◎
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 防災危機管理課 市民活動課			

◆避難行動要支援者名簿とは

災害発生時に高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する方（要配慮者）で、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）です。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に作成を義務付けられました。

要支援者の情報を本人の同意を得た場合のみ、平常時から情報を避難支援等関係者に提供することが可能となりました。但し、市と名簿の取扱等を明記した協定を結んだ場合のみ、避難支援等関係者に提供され、避難訓練等に活用することができます。

③情報伝達体制の強化

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>災害時には高齢者や障がい者等に配慮した、迅速かつ正確な防災情報の伝達が求められています。</p> <p>情報の送り手である市は、インターネットや登録制メール、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、防災無線等をはじめとする多様な通信手段の確保に努める必要があります。一方、情報を受ける市民や事業者は、各々に見合った収集方法並びに、町内会（自治会）の連絡網などを活用した伝達方法を、定めておく必要があります。また、家族との連絡方法を定めておくことも必要です。</p> <p>このため、情報伝達に関する啓発を図り、洪水など地域で発生する災害を想定した、地域の実情に合わせた情報伝達訓練・避難所参集訓練を通じて、情報伝達体制の強化を推進します。</p>	28→32	◎	○	○	◎
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 防災危機管理課 市民の声をきく課 市民活動課			

④防災ボランティアの受入体制の整備

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>災害発生時には、被災者の救出や安否確認、避難所設営など、町内会（自治会）や近隣住民だけでは十分な活動を行うことが困難です。</p> <p>このため、北海道の「防災ボランティア活動マニュアル※」に基づき、災害時のボランティアの受け入れなどの対応を適切に行い、迅速かつ効果的な支援活動を可能にするため、防災ボランティア活動体制や受入体制の整備と共に、市民周知、啓蒙啓発活動に取り組みます。</p>	28→32	◎	◎		○
	市の所管	社会福祉課			

⑤地域の防犯活動の推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>地域住民の安全を守るため、警察などの専門機関、市青少年指導委員、保護司や少年補導員との連携を強化するとともに、PTA、地域住民、民生委員児童委員、高齢者クラブ（老人クラブ）や子ども会等の各種団体及び企業等による小中高生の登下校時の見守り、地域防犯パトロール隊、子ども110番の家※、高齢者110番の家※などの活動を支援し、地域の実情を踏まえた安全な地域づくりを推進します。</p> <p>また、社会情勢の変化に伴い、特殊詐欺等も増えている現状を踏まえ街頭啓発活動や地域安全ニュースなど積極的な広報活動を通じて、市民への注意喚起や防犯意識の向上に努めます。</p>	28→32	◎			◎
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 市民活動課 市民生活課 青少年課 学校教育課 教育委員会指導室			